

あいたすデイサービスセンター料金表(通所介護)

1. 通常規模型通所介護(月300人以上900人未満)(一割負担の場合)

要介護度	利用時間	サービス費	入浴	中重度加算	認知症加算	処遇改善加算Ⅰ	サービス体制加算Ⅱ	総額	一部負担額	食事費	自己負担額	
要介護1	2時間～3時間未満	266	50	45	60	25	6	4,520	452円	480円	932円	
	3時間～4時間未満	362						31	5,540		554円	1,034円
	4時間～5時間未満	380						32	5,730		573円	1,053円
	5時間～6時間未満	558						42	7,610		761円	1,241円
	6時間～7時間未満	572						43	7,760		776円	1,256円
	7時間～8時間未満	645						48	8,540		854円	1,334円
	8時間～9時間未満	656						48	8,650		865円	1,345円
要介護2	2時間～3時間未満	305	50	45	60	28	6	4,942	494円	480円	974円	
	3時間～4時間未満	415						34	6,100		610円	1,090円
	4時間～5時間未満	436						35	6,320		632円	1,112円
	5時間～6時間未満	660						48	8,690		869円	1,349円
	6時間～7時間未満	676						49	8,860		886円	1,366円
	7時間～8時間未満	761						54	9,760		976円	1,456円
	8時間～9時間未満	775						55	9,910		991円	1,471円
要介護3	2時間～3時間未満	345	50	45	60	30	6	5,361	536円	480円	1,016円	
	3時間～4時間未満	470						37	6,680		668円	1,148円
	4時間～5時間未満	493						39	6,930		693円	1,173円
	5時間～6時間未満	761						54	9,760		976円	1,456円
	6時間～7時間未満	780						56	9,970		997円	1,477円
	7時間～8時間未満	883						62	11,060		1,106円	1,586円
	8時間～9時間未満	898						62	11,210		1,121円	1,601円
要介護4	2時間～3時間未満	384	50	45	60	32	6	5,766	576円	480円	1,056円	
	3時間～4時間未満	522						40	7,230		723円	1,203円
	4時間～5時間未満	548						42	7,510		751円	1,231円
	5時間～6時間未満	863						60	10,840		1,084円	1,564円
	6時間～7時間未満	884						62	11,070		1,107円	1,587円
	7時間～8時間未満	1,003						69	12,330		1,233円	1,713円
	8時間～9時間未満	1,021						70	12,520		1,252円	1,732円
要介護5	2時間～3時間未満	424	50	45	60	34	6	6,185	618円	480円	1,098円	
	3時間～4時間未満	576						43	7,800		780円	1,260円
	4時間～5時間未満	605						45	8,110		811円	1,291円
	5時間～6時間未満	964						66	11,910		1,191円	1,671円
	6時間～7時間未満	988						68	12,170		1,217円	1,697円
	7時間～8時間未満	1,124						76	13,610		1,361円	1,841円
	8時間～9時間未満	1,144						77	13,820		1,382円	1,862円

2. 介護予防通所介護相当サービスは1ヶ月分の料金です。(1割負担の料金)

要支援1・事業対象者(週1回程度)	1,647	0	0	0	99	24	17,700	1,770円	480円	2,250円
要支援2・事業対象者(週1回程度)	1,647				99	24	17,700	1,770円		1,770円
要支援2・事業対象者(週2回程度)	3,377				202	48	36,270	3,627円		4,107円

加算 栄養マネジメント加算 150円(栄養マネジメントを実施した場合に、月に2回のみで3ヶ月限度)
 口腔機能向上加算 150円(口腔機能向上サービスを実施した場合に、月に2回のみで3ヶ月限度)
 家族送迎の場合、上記金額より片道につき47円が減額されます。
 認知症加算につきましては、要介護1以上の方で認知度がⅢ以上の方が対象となります。